
プロジェクト

項目 **第 9 回 SSBJ 設立準備委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第9回SSBJ設立準備委員会（2022年6月9日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

ISSB公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」に対するコメントの検討

（審議事項(1)-1関連）

（S1総論：国際的なサステナビリティ開示基準とグローバル・ベースライン）

2. コメント案のカバーレター第4項における「グローバルでの一貫した対応に間に合わせる事が困難な要求事項も一部に含まれている」との箇所については、その後の括弧書きで多くの例示がなされ、包括的な書きぶりとなっており、全体を強く否定するようにも読めるため、どの部分が「困難な要求事項」なのかを具体的に言及した方が良いと考える。
3. コメント案のカバーレター第5項の中で、「基準」と「適用指針」の2種類を設ける提案を行っているが、この2つの要素に分ける具体的なメリットをコメント案の中で示すことができると良いと考える。
4. コメント案の中で提案されている「適用指針」については、作成者や利用者が実際に対応する上で、運用の実務がどのような形になるのか、という観点で検討していく必要があると考える。
5. 事務局が提案している「基準」と「適用指針」の考え方については、定義を明確化した上で、それぞれに何を含めるのか整理する必要があると考える。例えば、「基準」を要求事項とし、「適用指針」は現時点では要求事項ではないが一定の指針を示すものとして位置付けると良いように考える。

6. 本公開草案の考え方は原則主義に基づいたものだと理解しているが、利用者のニーズや比較可能性の観点からすれば、方法論や技術的情報の開示が必要であると考ええる。ただし、「基準」ではなく、事務局が提案している「適用指針」の中に方法論や技術的情報の全てが整理されてしまうと、サステナビリティ情報開示が投資家のニーズに十分応えられないものとなる可能性も想定される。
7. 基準の構造は重要なポイントであり、全体としてどのような構造を提案するのかという点は、文章だけではなく、図表も含めて提案してもらえると良いと考える。その上で、基準のあり方という点では、基準と実務がポジティブな相互作用を通じて共に発展していくようなビジョンを、関係者がグローバルで共有する必要があるだろう。気候関連財務開示に関するタスクフォース（以下「TCFD」という。）の提言やSASBスタンダードにおいても、市場主導の（market-driven）アプローチに基づいて、作成者及び利用者のニーズを考慮しながら最低限の要求事項を基準に取り込んでいく必要性をこれまで議論してきており、ようやくコンセンサスが生まれつつあるという状況である。要求事項の幅が広すぎるように見える状況は回避すべきであり、採り得る選択肢を模索しながらコンセンサスを形成していくことが望ましい。

(S1総論：外部の組織が公表する指針等の参照)

8. 他の基準を参照すること及び保証可能性について、現在の国際保証業務基準（ISAE）3000や実際の保証の実務を踏まえると、ISSB基準のみで保証を提供するという実務は考えにくく、ISSB以外の他の主体が開発した測定基準を組み合わせた基準のセットへの準拠により保証を提供する枠組みになるのではないかと考える。保証可能性を担保する観点からは、ISSBがISSB基準において測定に関する基本的な規準及び他の基準を参照する際の考慮事項を定めること、並びに企業は、企業が組み合わせた基準のセットについて説明することが重要になると理解している。なお、測定については、他の基準を参照することを前提としつつも、ISSBは、ISSBとしての考え方は明確にしておくべきと考える。

(S1総論：基準構造の明確化の必要性)

9. 今後、気候関連以外のサステナビリティ関連開示（人的資本など）において、TCFD提言に基づく4つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）に必ずしも馴染まない要素が入ってきた場合、開示テーマに対応するS3基準のようなものを別途開発するのか、または、S1基準の中で整理していくのか、その基準の構造上の考え方を確認したい。全般的な要求事項、テーマ別基準、産業別基準の3つを3層構造で

表現する方法や、S1基準案とS2基準案の関係性、「全般的な特徴」と「コア・コンテンツ」の関係性など、基準全体の構造について、作成者や利用者が理解しやすいようにまとめた形で、コメントや図表により指摘を行うと良いと考える。

10. 基準の構造について、S1基準案の第60項にある「全般的な特徴」と「コア・コンテンツ」に分割するという記載の箇所は非常に重要な内容であると理解している。基準上、記載が重複することを避けるべきであるとは認識しているが、該当箇所についてはS2基準案の第2項などに、「S1基準の第60項の定めが適用される旨」といった記載があると良いと考える。
11. テーマ別基準がまだ定められていない気候関連開示以外の人的資本や自然資本といったテーマについては、現時点ではS1基準のもとで開示し、開示内容については粒度が粗いものも許容されるとの理解で良いか確認したい。なお、開示内容に関し、例えば投融資に係る温室効果ガス排出量の算出方法については複数の方法が認められている現状を踏まえると、今後、算出方法が一本化されていくことは考えにくいのではないかと考える。

(S1総論：重要性 (Materiality))

12. 「省略可能か否か」という観点としてのマテリアリティと、「経営課題」としてのマテリアリティは別概念だと思うが、作成者の立場としてわかりづらい面もあると思うので、可能であれば補足の追加を検討いただきたい。
13. コメント案で、「サステナビリティ関連財務情報の質的重要性を評価するにあたり、将来に対する時間軸及び発生可能性に関して幅広い考慮が求められる」とあるが、ポイントは「質的重要性」ではなく「考慮要因の広さ」であると考えられるため、記載を再度検討していただきたい。

(S1総論：報告の頻度)

14. コメント案で、段階的導入の検討を提案している点は、サステナビリティ全般に関わる開示が発展途上にあるという状況を踏まえた重要なポイントであると考えている。
15. コメント案で、連結財務諸表の作成に際して3か月以内で会計期間の異なる子会社の財務諸表の取り込みが認められている旨の記載があるが、原則として、サステナビリティ関連財務情報開示は、財務諸表と同一期間を取り込むという理解で良いか確認したい。

(S1総論：情報の記載場所)

16. コメント案の「公表時期（予定も含む）」との記載からは、財務諸表が公表された後に参照される情報が出てくるケースも想定されていると理解したが、情報のアップデートの仕方、アップデートされた情報のフォローの仕方などについて事務局が想定している具体的な実務を教えてください。
17. 中核となる媒体が必要であるとの認識のもと、その媒体を特定する定めを置くことには合意する。さらに踏み込んで、中核となる媒体に含めるべき基本的な情報を基準上に明記することを求めるコメントも可能であれば含めていただきたい。

(S1各論：質問17「その他のコメント」)

18. 会計の分野では、一度定めた基準の改訂のハードルは高いものであると理解しているが、サステナビリティ基準は全く新しいものであることから、特に初期の数年間においては、ある程度の頻度で基準の見直しが必要になる可能性があると考えている。したがって、コメント案では、この基準の見直しの可能性についても言及する必要があると考えている。

**ISSB公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」に対するコメントの検討（審議事項(1)-2
関連）**

(S2総論：温室効果ガス排出)

19. スコープ3排出に関しては、S2基準案の第12項(a)及び(b)において特定された活動について報告することを原則にする方が、基準における要求事項間のコネクティビティと明瞭性の観点から望ましいと考える。
20. スコープ3排出については議論の余地はあるものの、大枠として、段階的に開示を拡充していくということを示すのは重要であると考えている。

(S2各論：質問3「気候関連のリスク及び機会の識別」)

21. コメント案では「財務諸表のセグメント情報において報告したセグメントごとに、当該セグメントにおいて行う主要な事業活動にとって適切に将来期間を複数の期間に区分して開示を行うことを要求する」ことが提案され、その開示の必要性には同意するが、「要求する」よりは「認める」とする表現の方が良いのではないかと考える。

(S2各論：質問5「移行計画とカーボン・オフセット」)

22. S2基準案の第13項にある情報は、一例として、アナリストの分析において各ビジネスセグメントや主力製品の気候変動への対応を理解する上でも重要なものだと理解している。ただし、情報の粒度はあまり細かいものである必要はなく、一定の重要性の判断に基づくもので良いと考える。
23. カーボン・オフセットは、非常に重要なテーマだと理解しているが、現時点ではCO₂の排出削減の取組みが企業や業種で異なり、また不確定な要素も多いため、横並びで評価できる状況にはないと考える。比較可能性を担保する目的においては、段階的開示が適当ではないか。
24. コメント案の第38項の中で、カーボン・オフセットに関する一部の開示は「必ずしも企業価値の評価に必要な情報とまでは言えないと考えられる」との表現があるが、日本企業のトランジションを表現する重要な部分だと考えている。また、戦略全般に関する話として、財務的な影響と分けて表現するのではなく、両者を繋げたストーリーを示す必要があるということ表現しても良いのではないか。また、カーボン・オフセットを利用することを計画している日本企業も多いため、どのようにうまく利用していくのかといった観点からコメントする必要があると考える。
25. 戦略及び意思決定において、「適応」と「緩和」は重要なテーマであると認識しているため、コメントする際には、「適応」と「緩和」というテーマに沿った上で、重要性や粒度に言及する形が良いと考える。
26. 戦略及び意思決定において、「適応」と「緩和」に触れずにビジネスモデルのシフトを開示することは困難だと考えている。また、カーボン・オフセットに関する要求事項は、日本においてトランジションを推進する目的からも、基準に含めること自体を否定するべきではないと考える。ただし、基準に含める際には、一定の検証、認証スキームに基づくものに限定する必要があると考える。
27. S2基準案の第13項(b)にある「緩和」に対する具体的取組みは、記載すべき内容であると考えている。このため、コメント案の書き方は改めて検討していただきたい。
28. S2基準案の第13項の構文は、「shall include」に包含される形で「including」以降の事項が提案されていることから、当該箇所が義務的な開示となる可能性があるという事務局の懸念については理解する。一方、当該提案は、企業の重要性の判断が適用される部分であると理解している。そこで、義務的に開示するものと、任意で

開示するものとして書き分けることを提案してはどうか。また、カーボン・オフセットについて、S2基準案の第13項(b)の記載は特に重要な内容だと考えており、カーボン・オフセットのスキームに関する開示項目は必須であると理解している。

(S2各論：質問7「気候レジリエンス」)

29. シナリオ分析に関して、コメント案の第51項では、S2基準案の第15項の「企業はそうすることができない場合を除き」という表現を、「企業はそうしないことに合理的な理由がある場合」といった表現にすることを提案しているが、例えば「企業はそうすることができない場合又は企業はそうしないことに合理的な理由がある場合」といった表現にすることで、ISSBの意図を残しつつ明確化が図れて良いのではないかと考える。
30. コメント案の第47項の「シナリオ分析を取り入れる企業が増加しつつある」という記載内容に同意する。ただし、足元の状況は、移行リスクは開示できるが物理的リスクが開示できない企業や、自社だけではシナリオ分析の実施が困難な企業もあると理解しており、コメントする際には、シナリオ分析自体の精度をこれから向上させていく段階であることについても言及していただきたい。
31. コメント案の第50項にある「決定的に重要な (critical) 場合」との記載は、基準案に新しい概念を提案するものだが、「重大な (significant)」や「重要性がある (material)」という用語との使い分けが実務上難しいように思われる。仮に新しい概念を用いる場合には、その用語がどのような位置付けであるかという点をきちんと明確化した上で提案することが必要だと考える。またこのコメント案の記載からは、シナリオ分析が重要である一方で、シナリオ分析の実施の機会を狭めるようにも解釈し得ることから、表現を再考していただきたい。

(S2各論：質問9「産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出」)

32. 役員報酬については、例えば「すでに開示している場合には」サステナビリティへの取組みや気候関連への取組みに関する役員報酬のパーセンテージを開示するというように、開示している場合に限定した表現の方が、現在の実務や利用者の目線にも合うのではないかと考える。
33. 気候関連の考慮事項と結び付いている役員報酬のパーセンテージを開示させる提案については、当該開示によりマネジメントの表面的な評価を助長するリスクが危惧されるため、基本的には任意の開示とするべきだと考える。気候変動の影響や重要

性は企業によってまちまちであり、それに関連する役員報酬の制度や運営方法も各社で異なる状況において、パーセンテージでの開示を求めると、表面的な数字のみを捉えて、サステナビリティを考慮している（又はしていない）という議論を生じさせる恐れがある。

34. 役員報酬の開示の重要性に鑑みると、コア・コンテンツのうち、「指標及び目標」ではなく「ガバナンス」の要素で開示すべきではないか。また、気候のテーマの中でガバナンスの要素に含めるのか、一般的な要求事項の中でガバナンスの要素に含めるのかについては、議論の余地があると考えている。
35. 役員報酬の開示において重要なことは、金額そのものではなく、サステナビリティへの取組みの姿勢を知ることができるかという点にあるため、役員報酬が報酬体系の中でどのような位置付けにあるかが分かるような開示である場合には、有用な情報が提供できると考える。したがって、「パーセンテージ」という特定の定量情報のみを開示を要求事項とするよりも、定性情報の裏付けとして定量情報の開示を求め、仮にパーセンテージを入れる場合には例示をすることが必要であると考えている。
36. 内部炭素価格は、経営の意思決定において使用されるため、その観点では、「戦略」の中で開示されることが望ましいのではないかと考える。

(S2各論：質問11「産業別要求事項」)

37. コメント案では、気候関連開示の中での産業間における重複が整理されているが、今後、生物多様性や水といった別のテーマが追加された場合に、テーマ間でも重複がみられる可能性があると考えられるため、そうしたことも考慮に入れたコメントとしてはどうか。
38. 産業別指標に関しては、産業間のみならず、テーマ間でも重複が生じるのはやむを得ないのではないかと考える。重要なのは、開示目的、開示トピック、指標の3者のつながりが明確になっていることであり、この3者の関係が整理されていれば、重複があっても開示目的は達成できると考えている。
39. 産業別指標に一定程度の重複があることは仕方ないが、少なくとも企業価値との関連性が高いものに限定すべき点は指摘する必要があると考える。また、例えば、「水管理」でも、製造で問題となる場合もあれば、原材料で影響がある場合もあるなど、同じテーマあっても企業価値に与える影響の仕方は企業により異なる。したがって、今後、こうした影響の仕方の違いを整理するかどうかを検討しても良いのではないかと考える。

か。

40. 開示目的と開示トピックの相互関係は明確にするべきであり、開示目的を議論せずに、開示トピックを決めてよいのかという点については強い問題意識を持っている。その意味では、産業別指標を今回の基準に含めるのは時期尚早ではないか。
41. 欧州において気候変動の問題を自然資本とセットで考えていく「Climate-Nature Nexus（気候と自然の統合）」という言葉があるように、気候関連やその他のサステナビリティ関連の課題は縦割りで対応するものではなくなってきているため、気候関連以外のテーマについて方向性が定まっていない状況のもと、産業別開示を要求事項に含めることは時期尚早と考える。

以 上